

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成22年4月15日(2010.4.15)

【公表番号】特表2009-528915(P2009-528915A)

【公表日】平成21年8月13日(2009.8.13)

【年通号数】公開・登録公報2009-032

【出願番号】特願2008-557632(P2008-557632)

【国際特許分類】

**B 0 1 D 53/14 (2006.01)**

C 1 0 K 1/14 (2006.01)

【F I】

B 0 1 D 53/14 1 0 2

C 1 0 K 1/14

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年2月26日(2010.2.26)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項5

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項5】

yが1であり、そしてR<sub>3</sub>がHである、請求項1~4のいずれか1つに記載の使用。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項14

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項14】

以下：

- 式H<sub>2</sub>N-CH<sub>2</sub>(CHR<sub>2</sub>)<sub>x</sub>-(OCH<sub>2</sub>(CHR<sub>3</sub>))<sub>y</sub>-OR<sub>1</sub>で表され、

式中、R<sub>1</sub>がC<sub>1</sub>~C<sub>6</sub>-アルキルであり、

R<sub>2</sub>がHまたはCH<sub>3</sub>であり、

R<sub>3</sub>がHまたはCH<sub>3</sub>であり、

xが0~3であり、

yが0~3であり、

zが0~10である、

1種またはそれ以上のアミンを0.1~99.9重量%、

- ピペラジンを0.1~10重量%、

- 水を含めた他の任意の溶剤を0~99.8重量%、

を含む液体。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

ここでは、85重量%のH<sub>2</sub>N-(CH<sub>2</sub>)<sub>2</sub>-O(CH<sub>2</sub>)<sub>2</sub>-OCH<sub>3</sub>化合物および15重量%の第二級アミンであるビスメチルジエチレングリコールアミンからなる溶液の酸性ガス成分に対する溶解能

力を調べた。すなわち、試験により、驚くべきことに、85重量%という高い割合の $\text{H}_2\text{N}-(\text{CH}_2)_2-\text{O}(\text{CH}_2)_2-\text{OCH}_3$ および15重量%のビスメチルジエチレングリコールアミンを有する溶液が、主にビスメチルジエチレングリコールアミンからなる溶液に比べて4倍高い $\text{CO}_2$ に対する吸収能力を有することが明らかになり、このことから、できる限り高い酸性ガス吸収能力にはできる限り高い割合の $\text{H}_2\text{N}-(\text{CH}_2)_2-\text{O}(\text{CH}_2)_2-\text{OCH}_3$ が重要であることが認められる。